

令和3年度第3回埼玉県国民健康保険運営推進会議 概要

1 日 時 令和4年1月

(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面開催による実施)

2 議 事

(1) 令和4年度国保事業費納付金等の本算定結果について

- ・ 令和4年度国保事業費納付金の県全体の合計額は約1,915億円で、前年度から約27億円、1.44%のプラスとなっており、56市町村で納付金額がプラスという結果となった。
- ・ 令和4年度の1人当たり保険税必要額は117,995円となった。前年度と比べると5.5%の増となり、すべての市町村で前年度から増加した。
- ・ 保険税必要額の前年度からの主な増加要因としては、1人当たり保険給付費額の増、1人当たり前期高齢者交付金額の減があげられる。
- ・ また、秋の試算からは、主に以下の点について、算定方法の変更等を行った。
- ・ 保険給付費の推計に当たり、診療費推計対象期間及び推計方法を変更した。また、令和4年度診療報酬改定率を反映したことにより、秋の試算から保険給付費が減少した。
- ・ 仮係数から確定係数にかけて、国の示す数値に変更があったため、秋の試算から後期高齢者支援金、介護納付金、前期高齢者交付金がそれぞれ減少した。
- ・ 令和2年度納付金の過多について、秋の試算では全額令和4年度納付金から減算することとしていたが、令和3年度納付金が不足する見込みであること、後年度納付金の不足等に備え一定額を留保する必要があることを踏まえ、本算定では令和4年度納付金の減算には活用しないこととした。
- ・ 以上の結果、納付金総額は秋の試算から県全体で約5億円の減、1人当たり保険税必要額は秋の試算から379円の減となった。

(2) ワーキンググループの進捗状況について

- ・ 財政運営WGについて、今年度第5回目を1月19日(水)に開催した。
- ・ 議題は「令和4年度国民健康保険事業費納付金等の本算定結果について」及び「保険税水準の統一について」である。
- ・ 検討状況は次のとおり。
- ・ 「1 国保事業費納付金・標準保険税率の算定ルール」については、課年度納付金の過多(不足)の調整についてが前回から進展があった項目である。
- ・ 「2 保険税水準の統一」については、保養施設利用助成事業、出産育児諸費(出産育児一時金)、予備費、オンライン資格確認等運営負担金が前回から進展があった項目である。
- ・ 「保養施設利用助成事業」については、埼玉県国民健康保険団体連合会が令和3年度に実施した調査によると38市町村が事業を実施しており、このうち一部の市町村は保険税を財源に事業を実施している。

- ・ 令和9年度からの準統一においては取扱いを統一する必要があるが、検討の結果、「納付金算定に反映させず保険税以外の市町村独自財源で実施する」方針を財政運営WGとして決定した。
- ・ これにより令和9年度以降、事業を実施する場合には保険税を財源に事業を実施することはできなくなるため、保険税以外の財源を確保するか、又は事業自体を一般会計において実施する必要がある。
- ・ 「出産育児諸費（出産育児一時金）」については、令和9年度からの準統一において、納付金算定上、県単位での算定となるため、支給基準額（42万円）を超える部分（任意の上乗せ分）は県からの交付金の対象にならない。
- ・ このため、任意の上乗せを行う市町村は「上乗せを廃止」又は「上乗せ部分のみ市町村独自財源で実施」する必要がある。
- ・ 検討の結果、「任意の上乗せを行う市町村については、当該上乗せ分を保険税以外の独自財源で実施する」方針を財政運営WGとして決定した。
- ・ なお、補足事項として令和9年度からの準統一においては、支給額の2/3に相当する額は市町村一般会計からの繰出金を財源とし、残りの1/3に相当する額は保険税を財源とすることになるため、現状で一般会計からの法定外繰入金で当該1/3相当額を賄っている市町村においては、令和8年度までに一般会計からの法定外繰入金を解消する必要があるのでご注意願いたい。
- ・ 「予備費」については、予備費を計上する市町村の考え方や予備費の活用実績を踏まえた上で取扱いを統一する必要がある。
- ・ このため、市町村に対して調査を行うことを財政運営WGとして決定した。
- ・ 「オンライン資格確認等運営負担金」については、令和9年度からの準統一において費用を負担する際の財源を統一するため、市町村に対して調査を行うことを財政運営WGとして決定した。
- ・ 保健事業WGについて、今年度第2回目を1月5日（水）に開催した。
- ・ 議題は「国民健康保険事業（保健事業部分）財源調査について」及び「特定健診集合契約について」である。
- ・ 検討状況は次のとおり。
- ・ 保健事業の統一に向けた検討について、前回のワーキングを受けて保健事業の財源調査を実施したため、その集計結果等を報告した。
- ・ 今後、これらの事業の事業規模を調査していく。
- ・ 特定健診の集合契約について、前年度末の特定健診に係る各市町村へのアンケート結果等に基づき、健診内容及び単価の統一のため集合契約を締結する方向で検討することとし、健診項目や単価の考え方など実施方法について検討を行った。

※ 上記議題について資料送付

※ 市町村等からの質問・意見は別紙のとおり

令和3年度 第3回国民健康保険運営推進会議の意見・質問に対する回答

NO.	議題	質問・意見	回答
1	全体	今後の保険税水準等を決定する資料として、令和5年度以降の納付金の見込み額について、令和9年度の準統一までの各年度ごとの推計を埼玉県全体、保険者ごとにそれぞれ早い時期に示していただきたい。	納付金の将来推計の提示については複数の市町村から要望を受けているところですが、他の都道府県の事例も参考にしつつ、本県において推計を行うことが可能か今後検討していきたいと考えている。